

関係各位

東扇島出張所における事務処理体制等の変更について

平素は税関行政に深いご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、国際物流の変化や税関業務の効率的な運営の確保等のため、令和元年10月1日から、川崎税関支署東扇島出張所（以下、東扇島出張所）の開庁時間及び事務処理体制を下記のとおり変更いたします。

記

○開庁時間

現 行	変更後
平日 08:30～19:00	平日 08:30～17:45

○夜間・休日等の輸出入通関関係事務処理部門

	現 行	変更後
平日 17:45～19:00	東扇島出張所 (特別通関班)【2N88】	業務部 特別通関部門 【2M89 ^{注1} 、2N89 ^{注2} 】
平日 19:00～21:00	業務部	
土・日曜日、休日 08:30～17:00	特別通関部門【2N89】	

注1) 川崎税関支署管轄の蔵置貨物又は川崎税関支署長宛の自由化申告貨物の宛先コード(新設)

注2) 東扇島出張所管轄の蔵置貨物又は東扇島出張所長宛の自由化申告貨物の宛先コード

(お問い合わせ先)

横浜税関業務部管理課	045-212-6130
川崎税関支署総務課	044-266-5621
東扇島出張所総括部門	044-287-6195